

金山町新規学卒者採用促進奨励金交付要綱を次のように定める。

平成22年1月28日

金山町長 鈴木 洋

金山町告示第2号

金山町新規学卒者採用促進奨励金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 金山町民の新規学卒者の採用と若者の定住を促進するため、この要綱に定めるところにより
予算の範囲内で奨励金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「事業者」とは、金山町内に土地、建物、設備等を有して事業を営む企業、団体、個人等をいう。

(2) 「常用労働者」とは、第1号に規定する事業者のもとに就業する者で、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 1週間の既定労働時間が30時間未満の者。ただし、農林業に従事する者が、季節や作業内容によって30時間に満たない場合は、この限りでない。

イ 日雇労働者(継続して月18日以上雇用されている者を除く)

ウ 季節的に雇用される者。ただし、農林業に従事する者が、冬期など作業が不可能な時期に就業から離れることに関しては、この限りでない。

エ 非常勤の役員

(3) 「新規学卒者」とは、最終学校を卒業後3年以内(卒業見込みを含む)の者のうち、町内で就職した場合に引き続き金山町内に住所を有する者をいう。

(4) 「新規学卒常用労働者」とは、第2号および第3号のいずれにも該当する者をいう。

(奨励金の交付対象事業者)

第3条 奨励金の交付対象者は、新規学卒者を平成22年2月1日から平成25年3月31日までに
雇用開始した事業者とする。

2 新規学卒者が平成22年2月1日から平成25年3月31日までに事業者となる場合も交付対象とする。

(奨励金の交付)

第 4 条 奨励金は、原則として新規学卒常用労働者の雇用が 1 年を経過した日の属する年度において交付する。

2 奨励金は新規学卒常用労働者 1 人当たり 1 0 万円とし、1 回限りとする。

(採用の報告)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者は、新規学卒者を採用後すみやかに町長に新規学卒者採用報告書 (様式第 1 号) を提出しなければならない。

(奨励金の交付申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする者は、新規学卒者採用促進奨励金交付申請書 (様式第 2 号) を、雇用状況を証明できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 町長は、第 6 条による交付申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、新規学卒者採用促進奨励金交付決定通知書 (様式第 3 号) により事業者に通知する。

(奨励金の返還)

第 8 条 町長は、事業者が不正な行為等により奨励金の交付を受けたと認められるときは、奨励金の一部又は全部を返還させることができる。

(補則)

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。